

第 3 章 化学物質

第3章 化学物質

1 ダイオキシン類

(1) 環境基準等

大気、水質及び土壌中のダイオキシン類の環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）第7条に基づき定められています。なお、底質については、平成14年9月1日から環境基準が適用されました。

また、同法において「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（COPCBs）の総称として定義されています。

表3-1 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正令和4年11月25日環境省告示第89号）

環 境 媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（公共用水域・地下水）	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
底質（公共用水域）	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（公共用水域・地下水）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

(2) 常時監視調査

【根 拠】

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条「常時監視」

【処理基準】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気のだイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 21 日環管総第 145 号、改正平成 17 年 6 月 29 日環管総発 050629002 号、令和 4 年 3 月 31 日環水大総発第 2203302 号、環水大発第 2203306 号、環水大自発第 2203303 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 93 号、改正平成 20 年 4 月 1 日環水大水発第 080401002 号 環水大土発第 080401001 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法における土壌の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について（平成 12 年 6 月 16 日付け環水土第 137 号、改正平成 21 年 4 月 1 日）

【調査概要】

ア 調査地点及び調査頻度

- （ア） 大気環境：1 地点、年 4 回測定
- （イ） 水環境：6 地点 公共用水域 3 地点（水質：年 2 回測定、底質：年 1 回測定）、
地下水質 3 地点、年 1 回測定
- （ウ） 土壌環境：3 地点、年 1 回測定

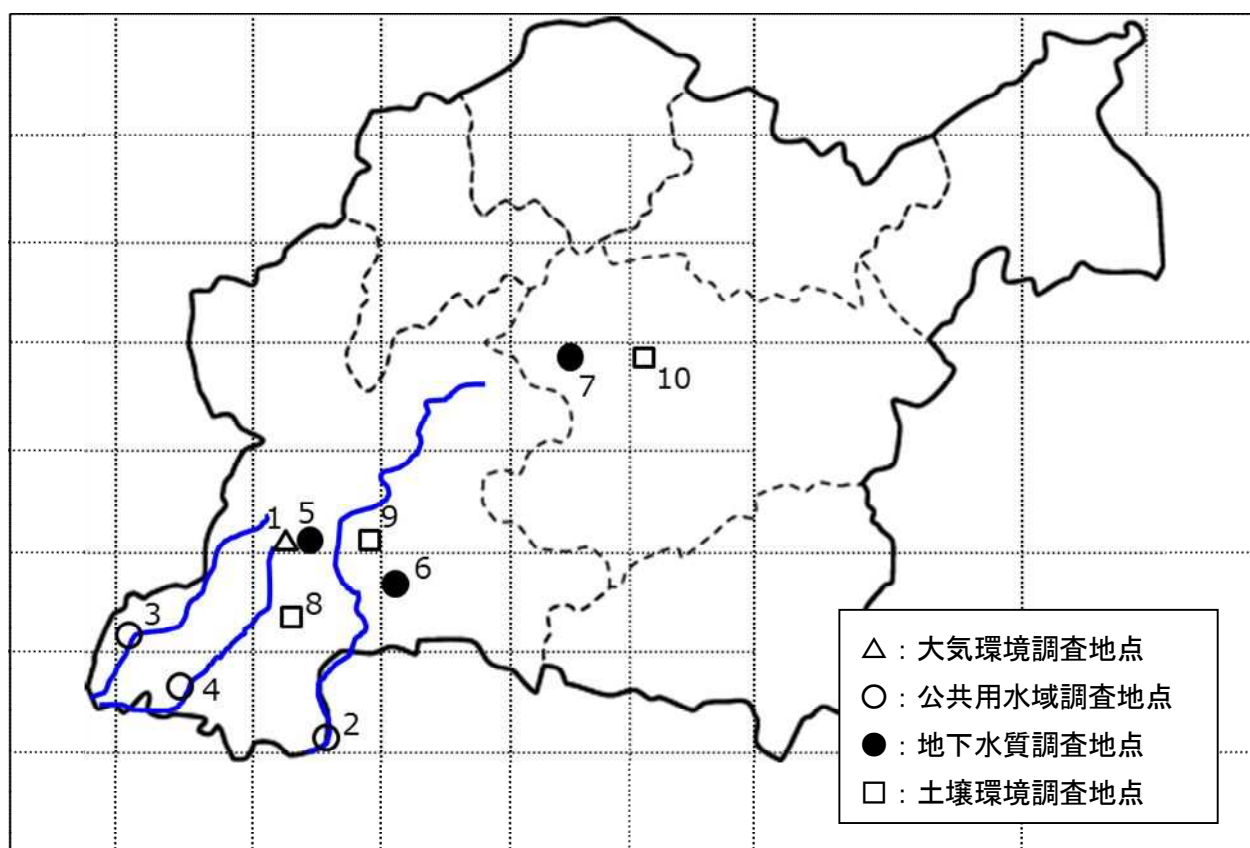


図 3-1 調査地点図

表 3-2 ダイオキシン類常時監視調査の概要

調査区分		調査地点	
大気環境		① 中部局（三軒町）	三軒町
水環境	公共用水域 （水質・底質）	② 矢作川（天神橋）	畝部東町
		③ 逢妻女川（御乗替橋）	本田町
		④ 逢妻男川（宮前橋）	若林西町
		⑤ 個人宅井戸	小坂本町
	地下水質	⑥ 個人宅井戸	泉町
		⑦ 個人宅井戸	摺町
		土壌環境	⑧ 山之手 4 丁目公園
⑨ 花ヶ崎公園	上野町		
⑩ 足助農山村広場	大蔵町		

イ 調査方法

(ア) 大気環境

調査方法は「有害大気汚染物質モニタリング指針」（平成 11 年 3 月 31 日改正）により、試料採取方法及び分析方法は「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和 4 年 3 月環境省）に基づき実施しました。

(イ) 水環境

河川の水質の調査時期等については「水質調査方法（昭和46年 9 月環境庁通知）」に準じて行い、試料の採取・分析及び測定値の取扱い等は「日本産業規格K0312」に基づき実施しました。

底質については「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省）」に基づき実施しました。

地下水の調査時期等は「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について（平成元年 9 月環境庁通知）」の別紙「地下水質調査方法」に準じて行い、試料の採取・分析及び測定値の取扱い等は「日本産業規格K0312」に基づき実施しました。

(ウ) 土壌環境

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和 4 年 3 月環境省）」に基づき実施しました。

【調査結果】

ア 大気環境

- 令和 6 年度調査の年平均値は、0.0074 pg-TEQ/m³であり、大気環境基準を達成しました。

表 3-3 大気調査結果及び環境基準達成状況（令和 6 年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

測 定 地 点	調査結果				年平均値	前年度 調査結果	評価	環境基準
	春季	夏季	秋季	冬季				
中部局 (三軒町)	0.0062	0.0040	0.012	0.0075	0.0074	0.0086	達成	年平均 0.6 以下

調査日 春季：令和 6 年 5 月 8 日～5 月 15 日、夏季：令和 6 年 8 月 21 日～8 月 28 日

秋季：令和 6 年 10 月 10 日～10 月 17 日、冬季：令和 7 年 1 月 15 日～1 月 22 日

イ 水環境

- 公共用水域の水質について調査した結果、全地点で水質環境基準を達成しました。
- 水質調査と同じ地点で行った底質調査結果は、全地点で底質環境基準を達成しました。
- 地下水の水質について調査したところ、全地点で水質環境基準を達成しました。

表 3-4 公共用水域調査結果及び環境基準達成状況(令和 6 年度)

(単位: 水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g)

調査区分	調査地点	調査結果			評価	環境基準
		夏季	冬季	年平均値		
公共用水域 河川水質	矢作川(天神橋)	0.065	0.047	0.056	達成	年平均 1 以下
	逢妻女川(御乗替橋)	0.58	0.45	0.52	達成	
	逢妻男川(宮前橋)	0.24	0.22	0.23	達成	
公共用水域 河川底質	矢作川(天神橋)		0.085		達成	150 以下
	逢妻女川(御乗替橋)		0.13		達成	
	逢妻男川(宮前橋)		0.18		達成	

調査日 夏季: 令和 6 年 8 月 2 日
冬季: 令和 6 年 12 月 5 日

表 3-5 地下水調査結果及び環境基準達成状況(令和 6 年度)

(単位: pg-TEQ/L)

調査地点	調査結果	評価	環境基準
小坂本町	0.016	達成	年平均 1 以下
泉町	0.013	達成	
摺町	0.013	達成	

調査日 令和 6 年 9 月 26 日

ウ 土壌環境

- ・ 土壌について 3 地点年 1 回調査したところ、土壌環境基準を達成しました。

表 3-6 土壌調査結果及び環境基準達成状況(令和 5 年度)

(単位: pg-TEQ/g)

調査地点	町名	調査結果	評価	環境基準
山之手 4 丁目公園	山之手	0.091	達成	1,000 以下
花ヶ崎公園	上野町	0.25	達成	
足助農山村広場	大蔵町	0.012	達成	

調査日 令和 6 年 10 月 18 日

(3) ダイオキシン類対策

ア 届 出

【根 拠】

ダイオキシン類対策特別措置法

…第12条第1項、第13条第1項、第13条第2項、第14条第1項、第18条、
第19条第3項

【届出件数】

表3-7 ダイオキシン類関係届出件数（令和6年度）

届出種類	件数	対象施設数
使用	0	0
設置	2	2
変更	2	6
使用廃止	1	12
承継	0	0
事故時の措置	0	—
氏名変更	1	—

※その他 施設の修正1件

【特定施設数】

表3-8 大気基準適用施設数

号番号	大気基準適用施設	施設数
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	16
5	廃棄物焼却炉	10
施設数合計		26
事業場数合計		13

（令和7年3月31日現在）

表 3-9 水質基準対象施設数

号番号	水質基準対象施設	施設数
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	3
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	8
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	28
施設数合計		39
事業場数合計		7

（令和7年3月31日現在）

イ 立入検査

【根 拠】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第34条「報告及び検査」
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例第104条「報告及び検査」

【検査概要】

- ・ 届出内容の確認、運転及び管理の状況の確認・指導、法の周知
- ・ ダイオキシン類による汚染の状況についての検査測定

【検査結果】

16件の立入を実施し、運転状況の確認等を行いました。

そのうち、アルミニウム合金製造施設（溶解炉）、廃棄物焼却炉を設置している2事業場2施設について行政検査を実施しました。その結果、全ての施設において排出基準内であることを確認しました。

表 3-10 ダイオキシン類行政検査結果

	所在地	特定施設の種類の	検査施設数	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
トヨタ自動車株式会社 上郷工場	豊田市大成町1番地	アルミニウム合金製造施設（溶解炉）	1	R 6. 11. 22	0. 032	1
トヨキン株式会社 堤工場	豊田市高岡町新宮 58- 1	廃棄物焼却炉	1	R 6. 11. 19	0. 012	5

ウ 設置者による測定の結果

【根 拠】

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第28条「設置者による測定」

【報告件数】

表 3-11 ダイオキシン類測定結果の報告件数

	報告件数
ダイオキシン類測定結果	20

【測定結果】

① 排出ガスの測定結果

測定結果の報告義務がある26施設中25施設から測定結果の報告があり、報告のあった全ての施設で排出基準に適合していました。

表 3-12 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排出ガス）

令和6年度末時点で設置されている施設数 (26 施設)					報告期限到 来前に廃止 した施設数	報告後、 廃止した 施設数	令和5年 度末時点 の施設数
報告	未報告	休止中	建設中	報告期限 未到来			
25	0	0	0	1	0	0	25

表 3-13 施設種類別のダイオキシン類測定結果（排出ガス）

特定施設の種類の種類		報告 施設数	測定結果※ (ng-TEQ/m³N)	新設施設の 排出基準	既設施設※※ の排出基準
アルミニウム 合金製造施設	溶解炉	14	0.0000036~0.075	1	5
	乾燥炉	1	0.00050	1	5
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	3	0.00042~0.0030	0.1	1
	2 t/h 以上~ 4 t/h 未満	2	0.0022~0.12	1	5
	2 t/h 未満	5	0~0.25	5	10
合計		25	0~0.25		

※同一施設において複数回報告のあった場合等は、最も高い値を使用しました。

※※既設施設とは、法施行日（平成12年1月15日）前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

② 排出水の測定結果

測定結果の報告義務がある1事業場中1事業場から測定結果の報告があり、報告のあった全ての事業場で排出基準に適合していました。

表 3-14 ダイオキシン類測定結果の報告状況（排水水）

令和 6 年度末時点で設置されている事業所数 (7 事業場)						報告期限 到来前に 廃止した 事業場数	報告後、 廃止した 事業場数	令和 5 年 度末時点 の事業場
報告	未報告	休止中	建設中	報告期限 未到来	排水水 なし			
1	0	0	0	0	6	0	0	6

表 3-15 施設種類別のダイオキシン類測定結果（排水水）

特定施設の種類		報告 事業場数	測定結果※ (ng-TEQ/m ³ N)	新設施設の 排出基準
アルミニウム合 金製造施設	湿式集じん施設	1	0.00048	10
合計		1	0.00048	

③ ばいじん、燃え殻の測定結果

測定結果の報告義務がある10施設中10施設から測定結果の報告があり、ばいじん、燃え殻ともに、報告のあった全ての施設で処理基準に適合していました。

表 3-16 ばいじん・燃え殻測定対象施設（廃棄物焼却炉）の報告状況

令和 6 年度末時点で設置されている施設数 (10 施設)					報告期限到 来前に廃止 した施設数	廃止した 施設数	令和 5 年 度末時点 の施設数
報告	未報告	休止中	建設中	報告期限 未到来			
10	0	0	0	0	0	0	10

表 3-17 施設規模別のダイオキシン類測定結果（ばいじん）

廃棄物 焼却炉	施設の規模	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準※
	4 t/h 以上	3	0.18~0.38	3
	2 t/h 以上~4 t/h 未満	2	0.40~0.56	
	2 t/h 未満	4	0~1.9	
	合計	9	0~1.9	

表 3-18 施設規模別のダイオキシン類測定結果（燃え殻）

廃棄物 焼却炉	施設の規模	報告施設数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準※
	4 t/h 以上	3	0.011~0.056	3
	2 t/h 以上~4 t/h 未満	2	0~0.000015	
	2 t/h 未満	5	0~1.0	
	合計	10	0~1.0	

※ ばいじん、燃え殻の埋立処分を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

※ 既設施設のばいじん、燃え殻について、次のいずれかの方法で処分した場合は、処理基準が適用されない。

- ① 溶出しないようセメント固化した場合
- ② 溶出しないよう薬剤処理した場合
- ③ 酸等で抽出し、当該抽出液を処理した場合

【参考資料】

表 3-19 ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出一覧

届出の種類	根 拠 条 文		届 出 時 期
設 置 届 出	第12条	第 1 項	工事開始の60日前まで
使 用 届 出	第13項	第 1 項 第 2 項	事由の生じた日から30日以内
構造等変更届出	第14条	第 1 項	工事開始の60日前まで
氏名等変更届出	第18条		事由の生じた日から30日以内
廃 止 届 出	第18条		
承 継 届 出	第19条	第 3 項	

【対象施設】

表 3-20 大気基準適用施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条 別表第 1（平成11年12月27日政令第433号、最終改正 平成30年 8 月10日政令第241号）

号番号	特定施設名称	法対象規模
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5㎡以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

表 3-21 水質基準対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条 別表第 2（平成11年12月27日政令第433号、
最終改正平成30年 8 月10日政令第241号）

号番号	特定施設名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第 7 条第12号の 2 及び第13号

	に掲げる施設
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

表3-22 排出ガス、排出水に係る排出基準値

特定施設		排出基準		単位
		新設施設※1 基準	既存施設基準	
1. 焼結鉱製造用の焼結炉（原料処理能力が1t/h以上のもの）		0.1	1	ng-TEQ/m³N
2. 製鋼用（鋳鋼又は鍛鋼の製造用を除く）の電気炉（変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの）※2		0.5	5	ng-TEQ/m³N
3. 亜鉛回収用（製鋼用電気炉から発生するばいじん等で集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉（原料処理能力が0.5t/h以上のもの）		1	10	ng-TEQ/m³N
4. アルミニウム合金製造用（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程で生じたものを除く）を使用するものに限る）の焙焼炉、乾燥炉（原料処理能力0.5t/h以上のもの）及び溶解炉（容量が1t以上のもの）		1	5	ng-TEQ/m³N
5. 廃棄物焼却炉であって火床面積（2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合はそれらの火床面積の合計）が0.5m²以上又は焼却能力（2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にはそれらの焼却能力の合計）が50kg/h以上のもの※2	焼却能力が4t/h以上	0.1	1	ng-TEQ/m³N
	焼却能力が2t/h以上4t/h未満	1	5	ng-TEQ/m³N
	焼却能力が2t/h未満	5	10	ng-TEQ/m³N
6. 水質基準適用事業場		10		pg-TEQ/L

※1 「新設施設」とは平成12年1月15日以降に設置工事がなされた特定施設をいう。

※2 廃棄物焼却炉（火格子面積2m²又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準：平成9年12月2日以降に設置された施設については、「新設施設基準」と同一の基準値が適用される。

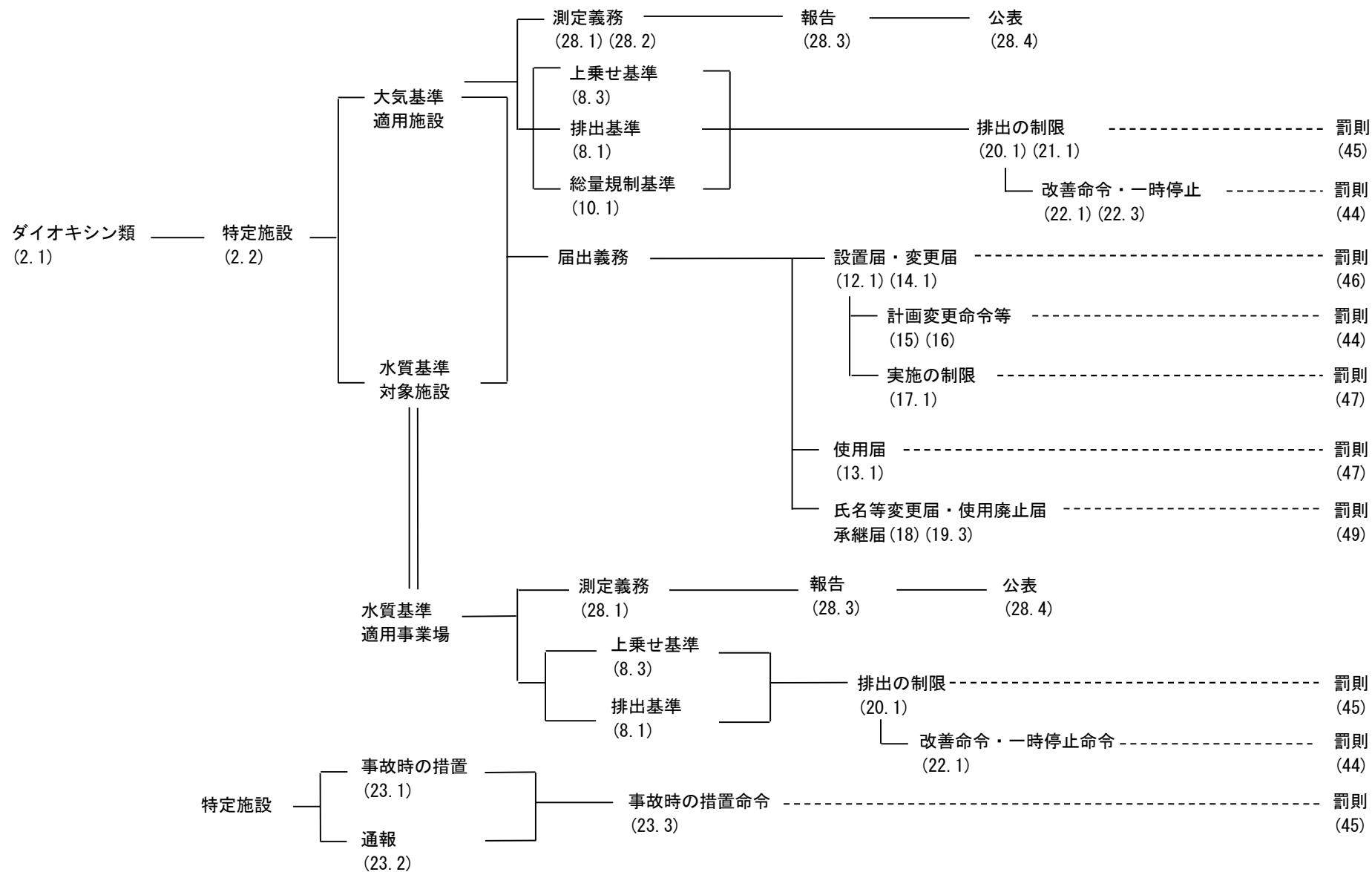


図3-2 ダイオキシン類対策特別措置法体系図

2 P R T R制度（化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置）

（１）届出

【根拠】

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法（化管法））…第5条
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例 …第68条、第69条

【届出件数実績】

令和6年度の届出状況は、表3-23のとおりです。「排出量及び移動量」と「取扱量」については、令和5年度の実績を令和6年4月から令和6年6月までの間に受理した件数です。電子情報処理組織とは、「P R T R届出システム」と「あいち電子申請・届出システム」を指します。

また、管理書については、令和6年度に受理した件数です。

表3-23 届出方法別の届出状況（令和6年度）

届出種類	件数	届出方法	件数
排出量及び移動量	137	書面	36
		電子情報処理組織使用※	101
取扱量	115	書面	41
		電子情報処理組織使用	74
管理書（変更を含む。）	6	書面	3
		電子情報処理組織使用	3

※ 受付期間は令和6年4月から令和6年7月まで

【管理書】

取扱量を届出した事業者であって、1事業所において従業員の数が21人以上の特定事業所を有する事業者は、県条例により特定化学物質等管理書の作成（変更）が必要です。

令和6年度は、6件の届出がありました。管理書は毎年提出する必要はなく、管理書の内容に変更があったときは速やかに提出する必要があります。

【届出要件】

P R T R制度に基づき、排出量及び移動量について届出しなければならない事業者は、以下の3つの要件を全て満たす事業者であり、表3-24のとおりです。

- ①対象業種：営んでいる業種が、該当するか。
- ②従業員数：事業者全体として常時使用される従業員の数が、21人以上であること。
- ③事業所の要件：対象化学物質の年間取扱量が要件以上か、または特別要件施設か。

また、特別要件施設の要件を満たしてP R T R制度に基づく届出をする事業者は、県条例の届出の必要はありません。

表 3-24 届出要件の一覧

① 対象業種	金属鉱業／原油及び天然ガス鉱業／製造業／電気業／ガス業／熱供給業／下水道業／鉄道業／倉庫業／石油卸売業／鉄スクラップ卸売業／自動車卸売業／燃料小売業／洗濯業／写真業／自動車整備業／機械修理業／商品検査業／計量証明業／一般廃棄物処理業／産業廃棄物処分業／医療業／高等教育機関／自然科学研究所 以上24業種
② 従業員数	事業者全体として、常用使用される従業員の数が21人以上の事業者
③ 事業所の要件	次のうちいずれかの事業所を有する事業者
③-1 年間取扱量	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所
③-2 年間取扱量	いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所
③-3 特定要件施設の設置	金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建築物、工作物その他の施設が設置されている事業所
③-4 特定要件施設の設置	下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所
③-5 特別要件施設の設置	ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営み、廃掃法に規定する処理施設が設置されている事業所
③-6 特別要件施設の設置	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

(2) 届出状況の詳細

ア 排出量及び移動量

(ア) 業種別の届出状況

業種別の届出事業所数と物質数は、表 3-25 のとおりです。

業種別の事業所数については燃料小売業が 48 事業所で最も多く、次いで、輸送用機械器具製造業 42 事業所の順となっています。

表 3-25 業種別の届出事業所数（令和 5 年度分）

業種	排出量及び移動量	取扱量
	事業所数	事業所数
食料品製造業	2	2
飲料・たばこ・飼料製造業	1	0
繊維工業	1	1
化学工業	2	2
石油製品・石炭製品製造業	1	1
プラスチック製品製造業	3	3
ゴム製品製造業	1	1
窯業・土石製品製造業	2	2
鉄鋼業	2	1
非鉄金属製造業	3	1
金属製品製造業	5	5
一般機械器具製造業	3	3
電気機械器具製造業	4	4
輸送用機械器具製造業	42	41
下水道業	2	0
燃料小売業	48	44
自動車整備業	4	4
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）	4	0
産業廃棄物処分業	4	0
特別管理産業廃棄物処分業	1	0
自然科学研究所	2	2
全業種	137	117

(イ) 集計結果

集計値には、ダイオキシン類は含まれていません。

a 届出排出量、届出移動量及び届出取扱量の内訳

市全体の化学物質の取扱量は、41,217 トンであり、環境中への排出量は1,549 トン（取扱量に対する比：3.8%）、事業所外への移動量は231 トン（同：0.6%）となっています。また、表3-26、図3-3のとおり、排出量は、年々減少傾向が見られます。平成21年度分から平成22年度分、及び令和4年度分から令和5年度分で取扱量及び排出量が増加しているのは、届出対象業種及び物質数が増加したためです。

表3-26 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の経年変化 単位：トン

年度	届出数 (件)	排出量		移動量		取扱量
		大気	水域	下水道	廃棄物	
令和5年度分	137	1,539	10	3	228	41,217
令和4年度分	130	867	5	0	138	33,275
令和3年度分	139	780	6	0	277	33,112
令和2年度分	134	834	5	0	178	28,830
令和元年度分	134	880	5	0	157	34,568
平成30年度分	135	934	5	0	210	35,719
平成29年度分	137	989	6	0	213	36,543
平成28年度分	139	1,068	7	0	226	37,368
平成27年度分	148	1,197	8	0	280	40,886
平成26年度分	146	1,172	9	0	336	41,295
平成25年度分	150	1,208	8	0	359	43,926
平成24年度分	145	1,239	8	0	359	42,483
平成23年度分	143	1,224	9	0	333	41,393
平成22年度分	149	1,434	11	2	409	41,742
平成21年度分	163	1,368	9	0	430	35,213
平成20年度分	169	1,439	10	0	562	36,993
平成19年度分	174	2,023	12	0	599	40,020

対象業種：23業種（平成21年度分まで）、24業種（平成22年度分以降）

対象物質：354物質（平成21年度分まで）、462物質（平成22年度分以降）、
515物質（令和5年度分以降）

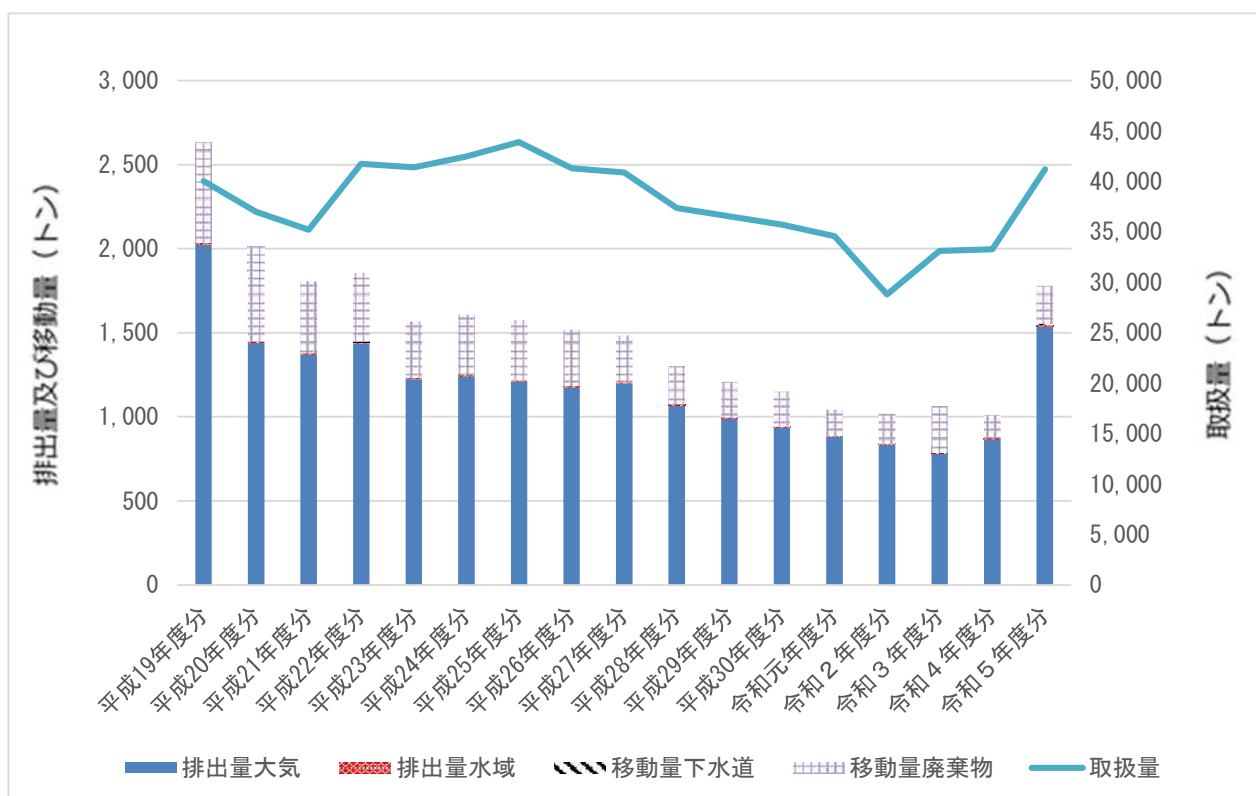


図3-3 化学物質排出量、移動量及び取扱量の経年変化（トン）

業種別の届出排出量、移動量及び取扱量

表3-27は市全体の業種別の届出排出量、移動量及び取扱量を示しています。

排出量については、輸送用機械器具製造業が最も多く1,431トン、次いで、プラスチック製品製造業45トン、金属製品製造業22トンの順となっています。

移動量については、輸送用機械器具製造業が最も多く141トン、次いで、電気機械器具製造業18トン、窯業・土石製品製造業17トンの順となっています。

取扱量については、燃料小売業が最も多く29,939トン、次いで、輸送用機械器具製造業5,165トン、化学工業1,680トンの順となっています。

なお、全国の業種別の届出排出量・移動量の合計は、第一位から化学工業（排出量・移動量全体に占める割合：32%）、鉄鋼業（同：23%）、輸送用機械器具製造業（同：9%）の順となっています。

表 3-27 業種別の届出排出量、移動量及び取扱量（令和 5 年度分：トン）

業種	排出量	移動量	取扱量に関する集計		
			取扱量	取扱量に 対する排 出量の比 (%)	取扱量に 対する移 動量の比 (%)
食料品製造業	1	3	4	25	75
飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0
繊維工業	0	0	18	0	0
化学工業	17	16	1,680	1	1
石油製品・石炭製品製造業	0	11	1,267	0	1
プラスチック製品製造業	45	15	140	32	11
ゴム製品製造業	2	1	822	0	0
窯業・土石製品製造業	0	17	1,513	0	1
鉄鋼業	0	1	1	0	100
非鉄金属製造業	0	0	0	0	0
金属製品製造業	22	9	35	63	26
一般機械器具製造業	3	1	6	50	17
電気機械器具製造業	11	18	43	26	42
輸送用機械器具製造業	1,431	141	5,165	28	3
下水道業	0	0	0	0	0
燃料小売業	12	0	29,939	0	0
自動車整備業	3	0	369	1	0
一般産業廃棄物業（ごみ処分業に限る）	0	1	0	0	0
産業廃棄物処分業	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0	0	0
自然科学研究所	1	0	213	0	0

図3-4は、大気への排出量の多い上位10物質、図3-5は事業所外への移動量が多い上位10物質、図3-6は取扱量の多い上位10物質を示しています。（○：政令改正による新規・変更物質）

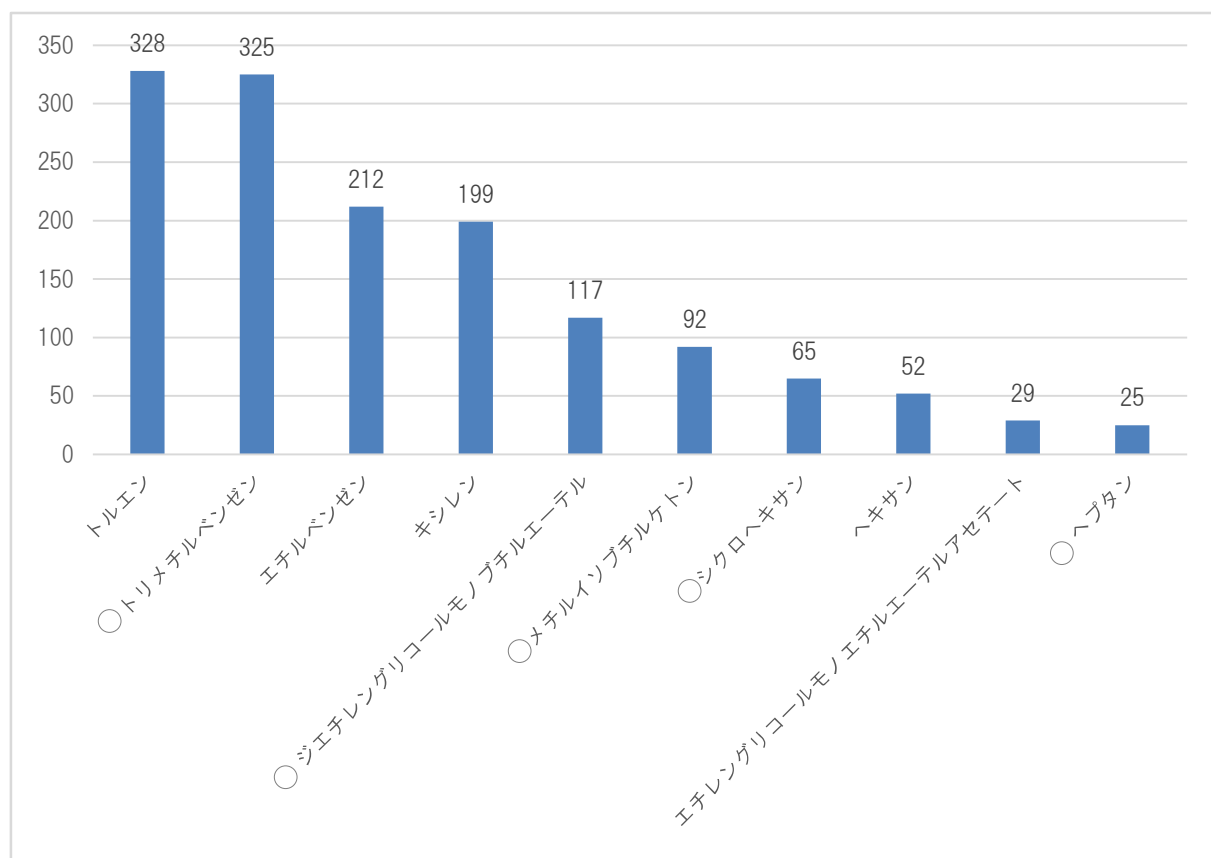


図3-4 大気への排出量の上位10物質とその排出量（令和5年度分：トン）

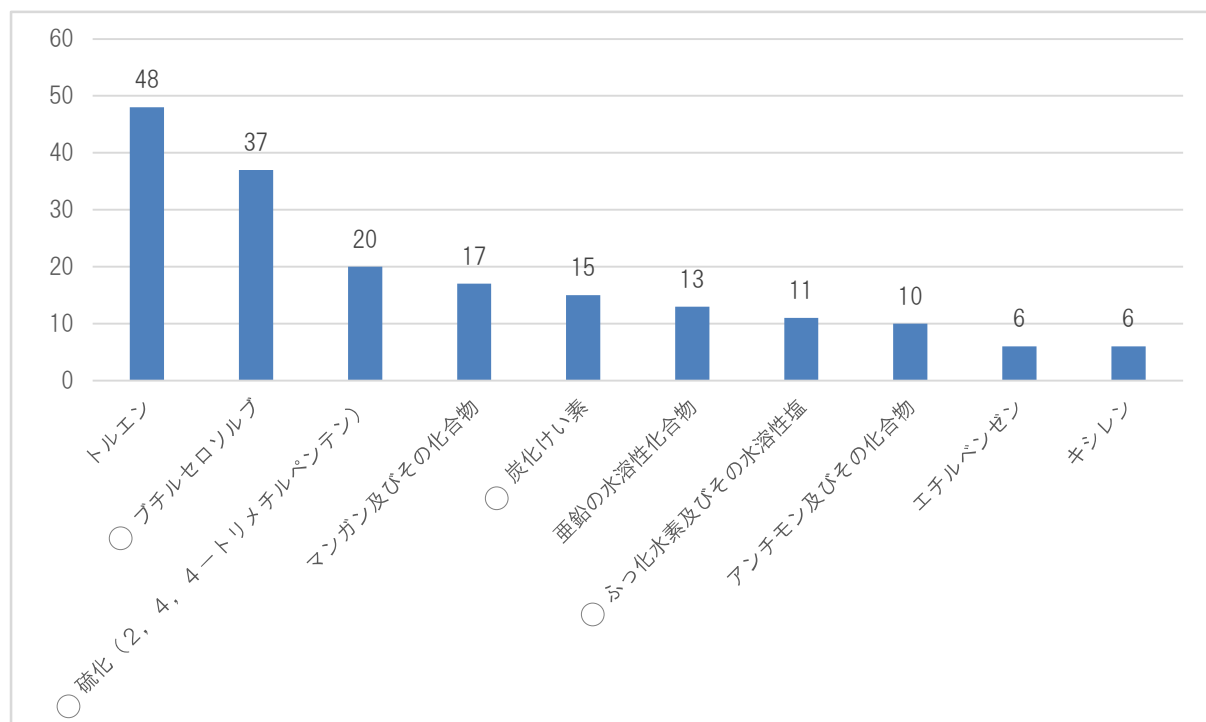


図3-5 事業所外への移動量の多い上位10物質とその移動量（令和5年度分：トン）

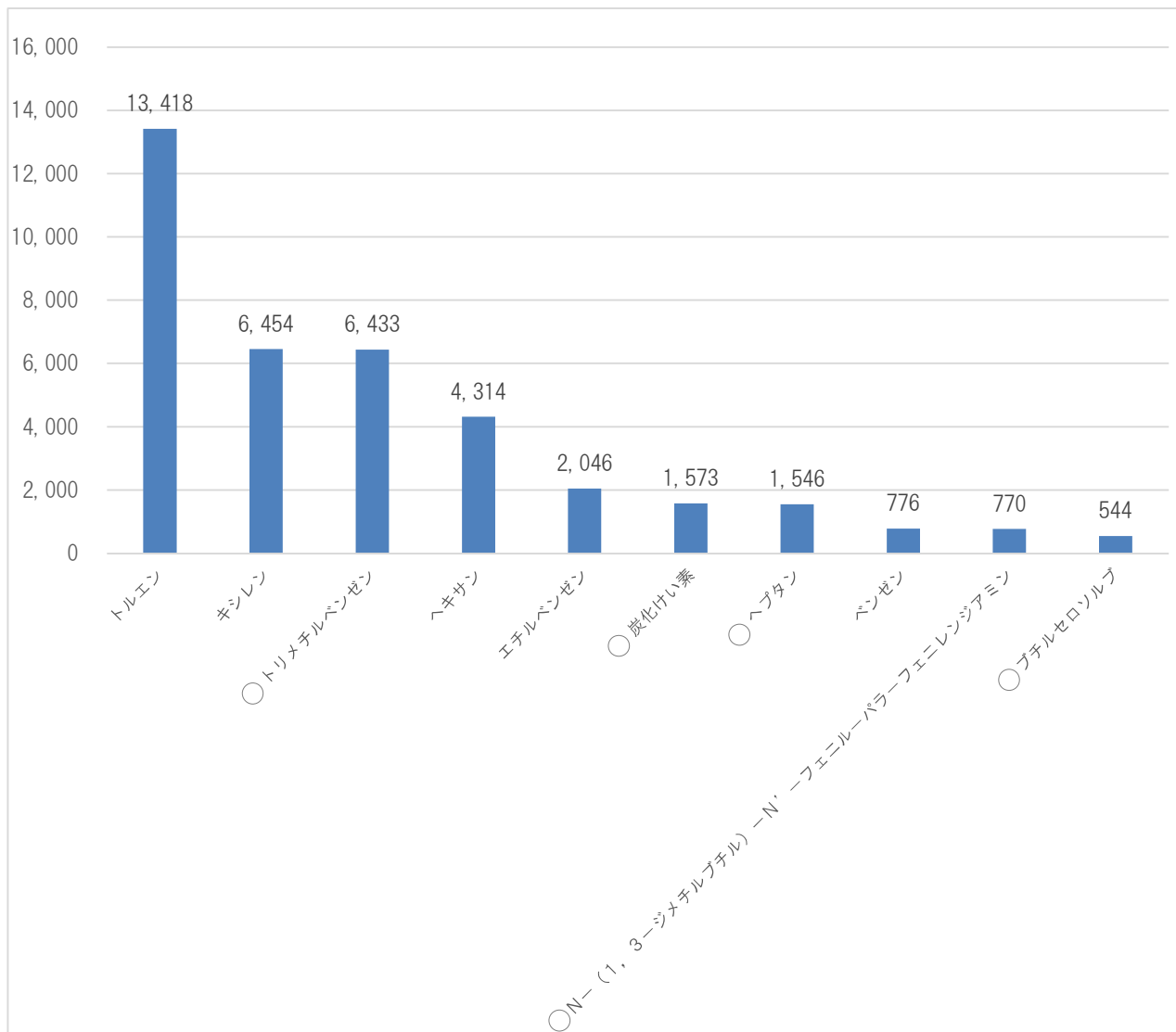


図3-6 取扱量の多い上位10物質とその取扱量（令和5年度分：トン）

表 3-28 第一種指定化学物質一覧

* 1 : 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 288 号）別表 1 を基にした横書きの名称を記載していますが、これ以外の別名もあり得ることに注意して下さい。

* 2 : 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第 4 条で規定している「特定第一種指定化学物質」のことです。

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-001	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算		1
1-002	亜鉛=ビス（2-メチルプロパー 2-エノアート）		4			563
1-003	アクリルアミド		4			2
1-004	アクリル酸エチル		4			3
1-005	アクリル酸 2-エチルヘキシル		4			564
1-006	アクリル酸及びその水溶性塩		4			4
1-007	アクリル酸 2-（ジメチルアミノ）エチル		4			5
1-008	アクリル酸重合体		4			565
1-009	アクリル酸ブチル		4			7
1-010	アクリル酸メチル		4			8
1-011	アクリロニトリル		4			9
1-012	アクロレイン		3			10
1-013	アジピン酸、（N-（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン又は N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン）と 2-（クロロメチル）オキシランの重合体		4			566
1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		4			567
1-015	アセチルアセトン		3			568
1-016	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-（トリフルオロメチル）エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン	13			569
1-017	アセトアルデヒド		3		●	12
1-018	アセトンシアノヒドリン		4			14
1-019	アセナフテン		11			15
1-020	アニリン		7			18
1-021	2-アミノエタノール		3			20
1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン	クロリダジン	13			21
1-023	5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール	フィプロニル	12			22
1-024	オルト-アミノフェノール		8			570
1-025	パラ-アミノフェノール		8			23
1-026	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メトリブジン	13			25
1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メタミトロン	13			27
1-028	アリルアルコール		3			28
1-029	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		3			29
1-030	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド	プロベナゾール	12			571
1-031	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		8			468
1-032	アリル=ヘキサノアート		4			572
1-033	アリル=ヘプタノアート		4			573
1-034	アルカノール（炭素数が 10 のものに限る。）	デカノール	3			257
1-035	〔（3-アルカンアミドプロピル）（ジメチル）アンモニオ〕アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）-〔〔3-（オクタデカ-9-エン-1-アミド）プロピル〕（ジメチル）アンモニオ〕アセタート並びにこれらの混合物		4			574
1-036	（3-アルカンアミドプロピル）（メチル）〔2-（アルカノイルオキシ）エチル〕アンモニウム=クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が 14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。）		4			575
1-037	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物				3	576

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-038	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び（9Z、12Z）-オクタデカ-9、12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物				3	577
1-039	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）並びにこれらの混合物				3	578
1-040	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ〔オキシエタン-1、2-ジイル/オキシ（メチルエタン-1、2-ジイル）〕（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。）に限る。）				3	579
1-041	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）				3	580
1-042	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）				8	320
1-043	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）				8	74
1-044	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）				7	581
1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）				9	30
1-046	アルミニウム=トリス（エチル=ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニウム	5			582
1-047	安息香酸ベンジル		9			583
1-048	アンチモン及びその化合物		1	アンチモンに換算		31
1-049	アントラセン		11			32
1-050	アントラセン-9、10-ジオン	アントラキノン	11			584
1-051	石綿		1		●	33
1-052	アルファ（イソシアナトベンジル）-オメガ（イソシアナトフェニル）ポリ〔（イソシアナトフェニレン）メチレン〕		9			585
1-053	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		9			34
1-054	イソブレン		2			36
1-055	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	11			37
1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロロプロファミ又はIPC	9			586
1-057	3-（4-イソプロピルフェニル）-2-メチルプロパナール		8			587
1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		8			588
1-059	イソプロピル=2-（4-メトキシビフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート	11			40
1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	9			41
1-061	1,1'-（イミノジオクタメチレン）ジグアニジン=トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩	4			589
1-062	インジウム及びその化合物		1	インジウムに換算		44
1-063	エチリデンノルボルネン		11			590
1-064	エチル=2-〔4-（6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ）フェノキシ〕プロピオナート	キザロホップエチル	13			46
1-065	エチルシクロヘキサン		9			591
1-066	5-エチル-5,8-ジヒドロ-8-オキソ-[1,3]ジオキソロ〔4,5-g〕キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸	13			592
1-067	N-エチル-N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		3			593
1-068	O-エチル=O-（6-ニトロメタートリル）=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	10			47
1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN	10			48
1-070	N-（1-エチルプロピル）-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ベンディメタリン	7			49
1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	13			50
1-072	エチル=（Z）-3-〔N-ベンジル-N-〔メチル（1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ〕チオ〕アミノ〕プロピオナート	アラニカルブ	9			52

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-073	エチルベンゼン		6			53
1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート	12			54
1-075	エチレンオキシド		3		●	56
1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル		3			57
1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロソルブ	3			594
1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル		3			58
1-079	エチレンジアミン		3			59
1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		4			595
1-081	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ	5			61
1-082	N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガんとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	5			62
1-083	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	13			63
1-084	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン	8			596
1-085	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	8			64
1-086	エピクロロヒドリン		3			65
1-087	1, 2-エポキシブタン		3			66
1-088	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン	3			68
1-089	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		2			72
1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)		2			597
1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1			598
1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		13			599
1-093	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		9			477
1-094	1-オクタノール		3			73
1-095	オクタプロモジフェニルエーテル		8			600
1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン		13			601
1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩		1			602
1-098	過酢酸		4			603
1-099	カドミウム及びその化合物		1	カドミウムに換算	●	75
1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		5			604
1-101	2, 4-キシレノール		8			78
1-102	2, 6-キシレノール		8			79
1-103	キシレン		6			80
1-104	キノリン		13			81
1-105	銀及びその水溶性化合物		1	銀に換算		82
1-106	クメン		6			83
1-107	グリオキサール		3			84
1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩		5			605
1-109	グルタルアルデヒド		3			85
1-110	クレゾール		8			86
1-111	クロム及び三価クロム化合物		1	クロムに換算		87
1-112	六価クロム化合物		1	クロムに換算	●	88
1-113	クロロアニリン		7			89
1-114	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロニ	13			606
1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	13			90
1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	13			91
1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	12			92
1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	7			93
1-119	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロール	7			607
1-120	クロロエチレン	塩化ビニル	2		●	94

政令 番号	物質名*1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 *2	管理番号
1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファトリフルオロ-2, 6-ジニトロパラートルイジン	フルアジナム	13			95
1-122	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサソラン-2-イル]メチル-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	12			96
1-123	クロロ酢酸		4			98
1-124	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	ブレチラクロール	7			100
1-125	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	7			101
1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ベントキサゾン	12			608
1-127	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン	8			609
1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラメトビル	12			610
1-129	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C-1 4 2 b	2			103
1-130	クロロジフルオロメタン	H C F C-2 2	2			104
1-131	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル	12			611
1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド	12			612
1-133	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP	12			613
1-134	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスルフロン	13			614
1-135	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム	13			615
1-136	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン	12			616
1-137	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C-1 2 4	2			105
1-138	クロロトリフルオロエタン	H C F C-1 3 3	2			106
1-139	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン酸	メコブロップ	9			108
1-140	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCA T	13			113
1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミブリド	13			617
1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロブリド	13			618
1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロブリド	13			619
1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	12			115
1-145	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	12			117
1-146	パラ-クロロフェノール		8			121
1-147	3-クロロプロペン	塩化アリル	2			123
1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミルロン	9			124
1-149	クロロベンゼン		6			125
1-150	クロロペンタフルオロエタン	C F C-1 1 5	2			126
1-151	クロロホルム		2			127
1-152	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1, 3-ジオン	テフリルトリオン	12			620
1-153	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3. 2. 1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロン	11			621
1-154	クロロメタン	塩化メチル	2			128
1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ	13			622
1-156	コバルト及びその化合物		1	コバルトに 換算		132
1-157	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	4			133
1-158	酢酸ビニル		4			134
1-159	酢酸ヘキシル		4			623

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-160	酢酸 2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	4			135
1-161	サリチル酸メチル		9			624
1-162	トランス-1- (2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル) -3-エチル尿素	シモキサニル	4			141
1-163	4, 4' -ジアミノジフェニルエーテル		8			143
1-164	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)		1	シアンに換算		144
1-165	ジイソプロピルナフタレン		11			625
1-166	ジエタノールアミン		3			626
1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	13			146
1-168	N, N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	9			147
1-169	N, N-ジエチル-3- (2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル) -1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	12			148
1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル		3			627
1-171	四塩化炭素		2			149
1-172	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン		13			628
1-173	1, 4-ジオキサシ		13			150
1-174	1, 3-ジカルバモイルチオ-2- (N, N-ジメチルアミノ) -プロパン	カルタップ	5			152
1-175	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル= (1RS) -シス-トランス-2, 2-ジメチル-3- (2-メチルプロパ-1-エニル) シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	12			153
1-176	シクロヘキサン		9			629
1-177	シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル		11			630
1-178	シクロヘキシルアミン		9			154
1-179	シクロヘキセン		9			631
1-180	ジクロロアニリン		7			156
1-181	1, 2-ジクロロエタン		2			157
1-182	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	2			158
1-183	1, 2-ジクロロエチレン		2			632
1-184	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3 (2H) -オン		12			633
1-185	3, 4-ジクロロ-2' -シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル	12			634
1-186	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン		11		●	160
1-187	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	2			161
1-188	3, 5-ジクロロ-N- (1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド	プロピザミド	9			162
1-189	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	2			163
1-190	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123	2			164
1-191	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-4' -ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド	9			635
1-192	O- (2, 6-ジクロロ-パラ-トリル) =O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル	10			636
1-193	2- [4- (2, 4-ジクロロ-メタ-トルオイル) -1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ] -4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	12			490
1-194	3- (3, 5-ジクロロフェニル) -N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン	12			168
1-195	1- (2, 4-ジクロロフェニル) -N- (2, 4-ジフルオロフェニル) -N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバゾン	12			637
1-196	N- (3, 5-ジクロロフェニル) -1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキサミド	プロシミドン	12			638
1-197	3- (3, 4-ジクロロフェニル) -1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	7			169
1-198	(2RS, 4RS) -1- [2- (2, 4-ジクロロフェニル) -4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] -1H-1, 2, 4-トリアゾール及び (2RS, 4SR) -1- [2- (2, 4-ジクロロフェニル) -4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] -1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	12			171
1-199	3- [1- (3, 5-ジクロロフェニル) -1-メチルエチル] -3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	13			172
1-200	3- (3, 4-ジクロロフェニル) -1-メトキシ-1-メチル尿素	リニュロン	7			174
1-201	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	8			175
1-202	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	2			176

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-203	2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド	12			639
1-204	ジクロロフルオロメタン	H C F C-2 1	2			177
1-205	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール		3			498
1-206	1, 2-ジクロロプロパン		2		●	178
1-207	1, 3-ジクロロプロペン	D-D	2			179
1-208	ジクロロベンゼン		6			181
1-209	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	12			182
1-210	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート	12			183
1-211	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又は D B N	9			184
1-212	ジクロロペンタフルオロプロパン	H C F C-2 2 5	2			185
1-213	ジクロロメタン	塩化メチレン	2			186
1-214	2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメプロップ	9			640
1-215	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノ	ジチアノン	13			187
1-216	N, N-ジシクロヘキシルアミン		9			188
1-217	ジシクロペンタジエン		11			190
1-218	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	12			191
1-219	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	10			195
1-220	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又は D M T P	12			196
1-221	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン	5			197
1-222	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート	5			198
1-223	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボヘキシピラノシル)オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ペーター-D-キシロヘキシピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン	13			641
1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩		3			642
1-225	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)		5			643
1-226	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	C I フルオレス セント260	13			199
1-227	ジニトロトルエン		7			200
1-228	2, 4-ジニトロフェノール		8			201
1-229	ジフェニルアミン		7			203
1-230	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン		12			644
1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン	12			206
1-232	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		8			207
1-233	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキシニル	12			645
1-234	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ	10			646
1-235	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又は E D B	2			507
1-236	ジプロモクロロメタン		2			209
1-237	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		4			210
1-238	ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	2			211
1-239	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド	12			647
1-240	ジベンジルエーテル		8			511
1-241	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアト	アセフェート	5			212
1-242	N, N-ジメチルアセトアミド		4			213
1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオスクラム	13			217
1-244	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン	11			648
1-245	ジメチルアミン		3			218

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-246	3- (3, 3-ジメチルウレイド) フェニル=ターシャリー ブチルカルバマート	カルブチレート	9			649
1-247	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=ア セター	酢酸ゲラニル	4			650
1-248	N, N-ジメチルオクタデシルアミン		3			651
1-249	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール		3			652
1-250	ジメチルジスルフィド		3			219
1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン- 7-イル=N- [N- (2-エトキシカルボニルエチル)- N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバ マート	ベンフラカルブ	12			221
1-252	N, N-ジメチルデシルアミン		3			223
1-253	N, N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド		3			224
1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチル ホスホナート	トリクロロホン又 はDEP	5			225
1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビビリジニウム=ジクロリ ド	バラコート又はバ ラコートジクロリ ド	13			227
1-256	ジメチル (1-フェニルエチル) ベンゼン		11			653
1-257	ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チ オアロファナート)	チオファネートメ チル	10			229
1-258	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1 -オキサスピロ [4, 4] ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン	12			654
1-259	(RS)-N- [2- (1, 3-ジメチルブチル)-3-チ エニル]-1-メチル-3- (トリフルオロメチル)-1H -ピラゾール-4-カルボキサミド	ベンチオピラド	12			655
1-260	N- (1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-バラ フェニレンジアミン		7			230
1-261	2'- [(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオ ロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ベンフルフェン	12			656
1-262	2, 2-ジメチルプロパン酸= (E)-2- (4-ターシャ リ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1- (1, 3, 4-トリ メチルピラゾール-5-イル) ビニル	シエノピラフェン	12			657
1-263	N- (1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバ ミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ	9			658
1-264	N, N-ジメチルホルムアミド		4			232
1-265	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン	カンフェン	11			659
1-266	N'- [1, 1-ジメチル-2- (メチルスルホニル) エチ ル]-3-ヨード-N- [2-メチル-4- [1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1- (トリフルオロメチル) エチル] フェニル] フタルアミド	フルベンジアミド	9			660
1-267	1, 2-ジメトキシエタン		3			661
1-268	アルファー (4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバ モイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ベンスルフロンメ チル	13			662
1-269	(RS)-7- (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル チオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1 (3H)-オン	ピリフタリド	13			663
1-270	2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]-2-フェ ニル酢酸エチル	フェントエート又 はPAP	10			233
1-271	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	9			236
1-272	水銀及びその化合物		1	水銀に換算		237
1-273	水素化テルフェニル		11			238
1-274	有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシドを除 く。)		1	スズに換算		664
1-275	スチレン		6			240
1-276	セリウム及びその化合物		1	セリウムに 換算		665
1-277	セレン及びその化合物		1	セレンに換算		242
1-278	ダイオキシン類		13		●	243
1-279	タリウム及びその化合物		1	タリウムに 換算		666
1-280	炭化けい素		1			667
1-281	炭酸リチウム		1			668
1-282	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット	13			244
1-283	チオシアン酸銅 (I)		1			669
1-284	チオ尿素		5			245
1-285	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はC YAP	10			670
1-286	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6 -メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	13			248
1-287	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロ ロ-2-ピリジニル)	クロルピリホス	13			249
1-288	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イ ソオキサゾリル)	イソキサチオン	12			250

政令 番号	物質名*1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 *2	管理番号
1-289	チオリン酸O、O-ジメチル-O-（3-メチル-4-ニトロフェニル）	フェニトロチオン又はMEP	10			251
1-290	チオリン酸O、O-ジメチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）	フェンチオン又はMPP	10			252
1-291	チオリン酸S-ベンジル-O、O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	10			254
1-292	1, 1' - [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S) - 4 - [[5-デオキシ-2-O- [2-デオキシ-2- (メチルアミノ) -アルファー-L-グルコピラノシル] -3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル] オキシ] - 2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1, 3-ジイル] ジグアニジン	ストレプトマイシン	13			671
1-293	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR) - 2 - [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ] - 13 - [[4- (ジメチルアミノ) - 2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ] - 9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-ア-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンA) 及び (2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS) - 2 - [(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル) オキシ] - 13 - [[4- (ジメチルアミノ) - 2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル] オキシ] - 9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-ア-インダセノ [3, 2-d] オキサシクロデシン-7, 15-ジオン (別名スピノシンD) の混合物	スピノサド	13			672
1-294	デカナール	デシラルデヒド	3			673
1-295	デカブロモジフェニルエーテル		8			255
1-296	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	13			258
1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	5			259
1-298	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	9			260
1-299	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン	フサライド	12			261
1-300	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	2			522
1-301	テトラクロロエチレン		2			262
1-302	テトラヒドロフラン		12			674
1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸		9			265
1-304	テトラフルオロエチレン		2			675
1-305	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラビオン又はフルプロパネートナトリウム塩	4			676
1-306	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	9			266
1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド		3			677
1-308	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサー-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	4			267
1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	5			268
1-310	1- [(1R, 2R, 5S, 7R) - 2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン		11			678
1-311	テルル及びその化合物		1	テルルに換算		679
1-312	テレフタル酸		9			270
1-313	テレフタル酸ジメチル		9			271
1-314	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		1	銅に換算		272
1-315	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール	3			273
1-316	ドデカン-1-チオール		3			680
1-317	2- (N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート		4			681
1-318	ドデシル硫酸ナトリウム		5			275
1-319	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン	13			682
1-320	トリイソプロパノールアミン		3			683
1-321	トリエチルアミン		3			277
1-322	トリオクチルアミン		3			684
1-323	1, 1, 1-トリクロロエタン		2			279
1-324	1, 1, 2-トリクロロエタン		2			280

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-325	トリクロロエチレン		2		●	281
1-326	トリクロロトリフルオロエタン	C F C - 1 1 3	2			284
1-327	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	3			285
1-328	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル	13			286
1-329	2, 4, 6-トリクロロフェノール		8			287
1-330	トリクロロフルオロメタン	C F C - 1 1	2			288
1-331	1, 2, 3-トリクロロプロパン		2			289
1-332	トリクロロベンゼン		6			290
1-333	N- (トリクロロメチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒ ドロフタルイミド	キャプタン	12			685
1-334	トリシクロ [5, 2, 1, 0 (2, 6)] デカ-4-エン- 3-イル=プロピオナート		11			686
1-335	トリブチルアミン		3			292
1-336	アルファ, アルファ, アルファトリフルオロ-2, 6-ジ ニトロ-N, N-ジプロビル-パラートルイジン	トリフルラリン	7			293
1-337	トリプロモメタン	プロモホルム	2			528
1-338	トリメチルアミン		3			687
1-339	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩		3			688
1-340	(E) -4- (2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1- エン-1-イル) ブター-3-エン-2-オン		9			689
1-341	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩		3			690
1-342	トリメチルベンゼン		6			691
1-343	2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及び2, 4, 4- トリメチルペンター-2-エンの混合物		2			692
1-344	トリメトキシ- [3- (オキシラン-2-イルメトキシ) プ ロピル] シラン		12			693
1-345	トリレンジイソシアネート		9			298
1-346	トルイジン		7		●	299
1-347	トルエン		6			300
1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が1 4から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリ ウム=ヒドロキアルカンスルホナート (アルカンの炭素数 が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びに これらの混合物		5			694
1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ (5) -ピリジン-2- チオラート		13			695
1-350	ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート		9			696
1-351	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		11			530
1-352	ナフタレン		11			302
1-353	鉛及びその化合物		1	鉛に換算	●	697
1-354	ニッケル		1			308
1-355	ニッケル化合物		1	ニッケルに 換算	●	309
1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		4			698
1-357	オルト-ニトロアニリン		7			312
1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン		7			314
1-359	ニトロベンゼン		7			316
1-360	ニトロメタン		3			317
1-361	二硫化炭素		1			318
1-362	1-ノナノール	ノルマル-ノニル アルコール	3			319
1-363	バナジウム化合物		1	バナジウムに 換算		321
1-364	パラホルムアルデヒド		3			699
1-365	ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル 基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が1 2, 14, 16, 18又は20のもの及びその混合物に限 る。)		3			700
1-366	2, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -6-メチルチオ- 1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン	13			701
1-367	2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン	13			323
1-368	ビス (2-エチルヘキシル) = (Z) -ブター-2-エンジオ アート		4			702
1-369	ビス (8-キノリノラト) 銅	オキシ銅又は有機 銅	13			325
1-370	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛	ジラム	5			328
1-371	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N'-エ チレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	5			329
1-372	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅		13			703
1-373	(T-4) -ビス [2- (チオキソ-カッパS) -ピリジン -1 (2H) -オラト-カッパO] 亜鉛 (II)		13			704
1-374	ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル) = セバケート		13			705

政令 番号	物質名*1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 *2	管理番号
1-375	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド		1		●	706
1-376	N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）アルカンアミド（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。）、（Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9-エンアミド及び（9Z, 12Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物		4			707
1-377	S, S-ビス（1-メチルプロピル）＝O-エチル＝ホスホロジチオアート	カズサホス	5			331
1-378	砒素及びその無機化合物		1	砒素に換算	●	332
1-379	ヒドラジン		1			333
1-380	（1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル）ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		5			708
1-381	ヒドロキノ		8			336
1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン		9			337
1-383	ビフェニル		11			340
1-384	ビペラジン		13			341
1-385	ビペロナール	ヘリオトロピン	12			709
1-386	ピリジン		13			342
1-387	ピロカテコール	カテコール	8			343
1-388	2-フェニルフェノール		11			346
1-389	N-フェニルマレイミド		12			347
1-390	フェニレンジアミン		7			348
1-391	フェノール		8			349
1-392	3-フェノキシベンジル＝3-（2, 2-ジクロロビニル）-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン	9			350
1-393	1, 3-ブタジエン		2		●	351
1-394	フタル酸ジオクチル		9			710
1-395	フタル酸ジブチル		9			354
1-396	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）		9			355
1-397	フタル酸ブチル＝ベンジル		9			356
1-398	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン		13			711
1-399	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	13			357
1-400	ターシャリーブチル＝2-エチルペルオキシヘキサノアート		4			712
1-401	N-ターシャリーブチル-N'-（4-エチルベンゾイル）-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	9			358
1-402	N-〔1-（N-ブチルカルバモイル）-1H-2-ベンゾイミダゾリル〕カルバミン酸メチル	ベノミル	12			360
1-403	ブチル＝（R）-2-〔4-（4-シアノ-2-フルオロフェノキシ）フェノキシ〕プロピオナート	シハロホップブチル	9			361
1-404	1-ターシャリーブチル-3-（2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル）チオ尿素	ジアフェンチウロン	10			362
1-405	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート		9			713
1-406	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート		9			714
1-407	5-ターシャリーブチル-3-（2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル）-1, 3, 4-オキサジアゾール-2（3H）-オン	オキサジアゾン	12			363
1-408	1-（5-ターシャリーブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル）-1, 3-ジメチル尿素	テブチウロン	12			715
1-409	2-（4-ターシャリーブチルフェニル）-2-シアノ-3-オキソ-3-（2-トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸＝2-メトキシエチル	シフルメトフェン	11			716
1-410	3-（4-ターシャリーブチルフェニル）プロパナール		8			717
1-411	3-（4-ターシャリーブチルフェニル）-2-メチルプロパナール		8			718
1-412	2-ターシャリーブチルフェノール		8			719
1-413	2-（4-ターシャリーブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝2-ブロピニル＝スルフィット	ブロバルギット又はBPPS	9			369
1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩		1	ふっ素に換算		374
1-415	2-ブテナール		3			375
1-416	2-ターシャリーブトキシエタノール		3			720
1-417	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	9			376
1-418	フルフラール		12			721
1-419	N, N'-ブロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合体	ブロピネブ	5			378
1-420	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	2			380
1-421	4-ブromo-2-（4-クロロフェニル）-1-エトキシメチル-5-（トリフルオロメチル）ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェナビル	12			722

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-422	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニリ ブロール	13			723
1-423	ブロモジクロロメタン		2			381
1-424	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	2			382
1-425	5-ブロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	ブロマシル	13			383
1-426	3-(3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド	アミスルプロム	12			724
1-427	1-ブロモプロパン		2			384
1-428	2-ブロモプロパン		2		●	385
1-429	ブロモメタン	臭化メチル	2			386
1-430	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン 又はベンゾエピン	13			388
1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		3			389
1-432	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン		13			725
1-433	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン		13			726
1-434	ヘキサメチレンジアミン		3			390
1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		5			391
1-436	ヘキサン		2			392
1-437	ヘキサンジヒドラジド		4			727
1-438	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート		9			728
1-439	1-ヘキセン		2			729
1-440	ベタナフトール		11			393
1-441	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロルエポ キシド	12			730
1-442	ヘプタン		2			731
1-443	5-ヘプチルオキシラン-2-オン		12			732
1-444	ベリリウム及びその化合物		1	ベリリウムに 換算	●	394
1-445	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		1			395
1-446	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩		4			733
1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	P F O S	5			396
1-448	ベンジリジン=トリクロリド		6		●	397
1-449	2-ベンジリデンオクタナール		8			734
1-450	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	6			398
1-451	ベンズアルデヒド		8			399
1-452	ベンゼン		6		●	400
1-453	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物		9			401
1-454	3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		12			735
1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセツト	12			402
1-456	ベンゾフェノン		11			403
1-457	ペンタクロロフェノール		8		●	404
1-458	ほう素化合物		1	ほう素に換算		405
1-459	ポリ塩化ビフェニル	P C B	11		●	406
1-460	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		3			407
1-461	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		8			408
1-462	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		8			410
1-463	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		5			409
1-464	ホルムアルデヒド		3		●	411
1-465	マンガン及びその化合物		1	マンガんに 換算		412
1-466	無水酢酸		4			736
1-467	無水フタル酸		9			413
1-468	メタクリル酸		4			415
1-469	メタクリル酸メチル		4			420
1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリウムゾン	13			422
1-471	メチル=イソチオシアネート		5			424

政令 番号	物質名 * 1	別名	対応化学物 質分類	元素等に換算 する化学物質	特定 第一種 * 2	管理番号
1-472	メチルイソブチルケトン		3			737
1-473	メチル＝2－（3－オキソ－2－ペンチルシクロペンチル） アセタート		9			738
1-474	2－〔メチル－〔（Z）－オクタデカ－9－エノイル〕アミ ノ〕酢酸	オレオイルザルコ シン	4			739
1-475	N－メチルカルバミン酸2，3－ジヒドロ－2，2－ジメチ ル－7－ベンゾ〔b〕フラニル	カルボフラン	12			426
1-476	N－メチルカルバミン酸1－ナフチル	カルバリル又はN A C	11			427
1-477	N－メチルカルバミン酸2－セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又 はBPMC	9			428
1-478	メチル＝（E）－2－〔2－〔6－（2－シアノフェノキ シ）ピリミジン－4－イルオキシ〕フェニル〕－3－メトキ シアクリラート	アゾキシストロピ ン	13			431
1-479	N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	5			433
1-480	N－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム 塩	5			740
1-481	N－メチルジデカン－1－イルアミン		3			741
1-482	アルファ－メチルスチレン		6			436
1-483	2－メチルチオ－4－エチルアミノ－6－（1，2－ジメチ ルプロピルアミノ）－s－トリアジン	ジメタメトリン	13			742
1-484	メチル＝ドデカノアート		4			743
1-485	（E）－3－メチル－4－（2，6，6－トリメチルシクロ ヘキサ－2－エン－1－イル）ブタ－3－エン－2－オン		9			744
1-486	メチルナフタレン		11			438
1-487	（R S）－1－メチル－2－ニトロ－3－（テトラヒドロ－ 3－フリルメチル）グアニジン	ジノテフラン	12			745
1-488	3－メチルピリジン		13			439
1-489	N－メチル－2－ピロリドン		12			746
1-490	2－メチルプロパン－2－チオール		3			747
1-491	メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート	カルベンダジム	12			557
1-492	3－メチルベンタ－3－エン－2－オンと3－メチリデン－7－メチ ルオクタ－1，6－ジエンの反応生成物であって、1－（2，3，8，8 －テトラメチル－1，2，3，4，5，6，7，8－オクタヒドロ－2－ナフ チル）エタノン、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，6， 7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン及び1－（2，3， 8，8－テトラメチル－1，2，3，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2 －ナフチル）エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有する もの		11			748
1-493	2－メチル－N－〔3－（1－メチルエトキシ）フェニル〕ベンズアミド	メプロニル	9			442
1-494	S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダー ト	メソミル	4			443
1-495	メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－[[[（E）－1－〔3－（トリフル オロメチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オキシ〕メチル〕フェニル〕 アセタート	トリフロキシストロピ ン	9			444
1-496	メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－（オルト－トリルオキシメチル） フェニル〕アセタート	クレソキシムメチル	9			445
1-497	4，4’－メチレンジアニリン		11			446
1-498	メチレンビス（4，1－フェニレン）＝ジイソシアネート		11			448
1-499	3－メトキシアニリン		8			749
1-500	（E）－2－メトキシイミノ－N－メチル－2－（2－フェノキシフェニ ル）アセトアミド	メミノストロピン	9			750
1-501	2－（2－メトキシエトキシ）エタノール		3			751
1-502	3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3’－メチルカルバニラート	フェンメディファム	9			449
1-503	N－（6－メトキシ－2－ピリジル）－N－メチルチオカルバミン酸O －3－ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	13			450
1-504	1－メトキシ－2－（2－メトキシエトキシ）エタン		3			752
1-505	モリブデン及びその化合物		1	モリブデンに 換算		453
1-506	硫化（2，4，4－トリメチルペンテン）		5			753
1-507	硫酸ジメチル		5			754
1-508	りん化アルミニウム		1			456
1-509	りん酸ジブチル＝フェニル		10			562
1-510	りん酸ジメチル＝2，2－ジクロロビニル	ジクロロボス又はD DVP	5			457
1-511	りん酸トリス（2－エチルヘキシル）		5			458
1-512	りん酸トリス（2－クロロエチル）		5			459
1-513	りん酸トリトリル		10			460
1-514	りん酸トリフェニル		10			461
1-515	りん酸トリブチル		5			462

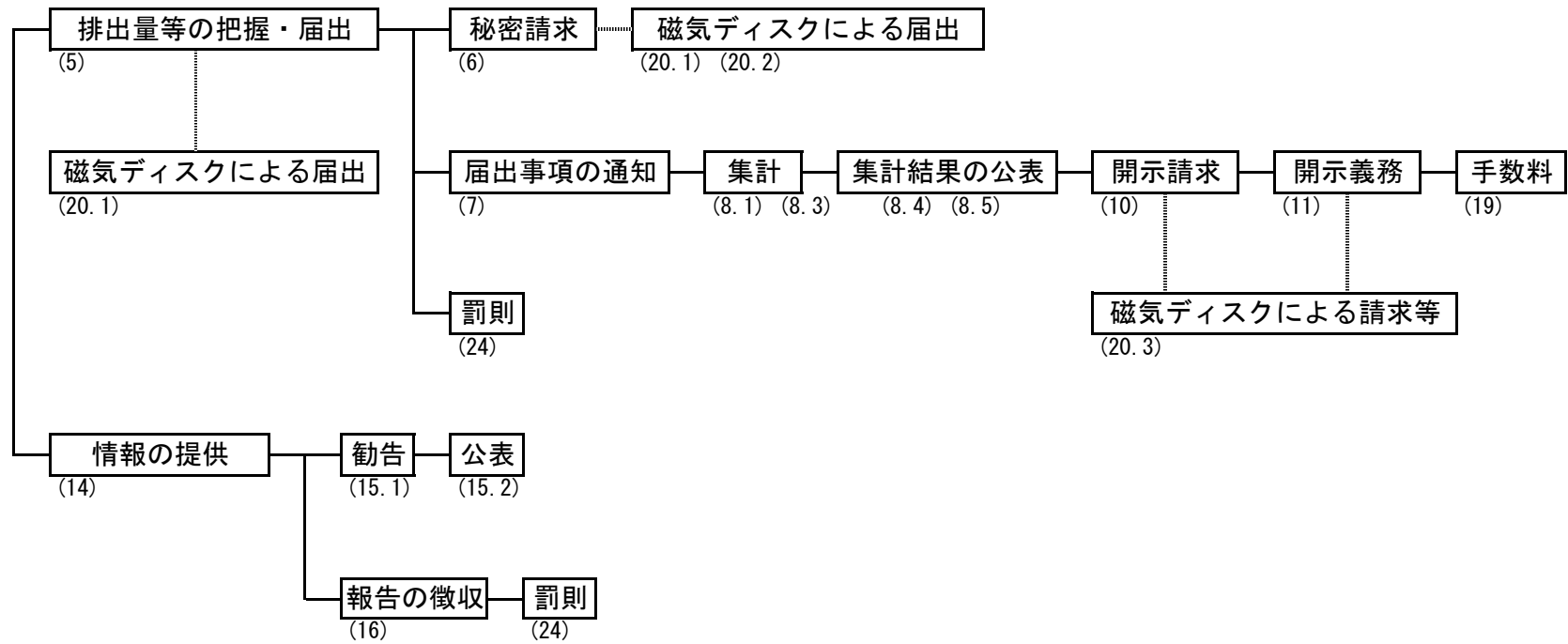


図 3-7 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の体系図

3 PCB廃棄物対策（廃棄物対策課調査分）

PCB環境調査

【経緯】

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の豊田PCB処理事業所（細谷町）では、東海4県内の高濃度PCBを使用した高圧トランス、コンデンサー等を処理してきましたが令和5年度末で処理事業を終了し、現在は施設の解体作業が進められています。施設の立地による環境への影響を把握するため、施設建設前の平成14年度から大気、河川水質及び河川底質を、平成16年度からは土壌も調査媒体とし、継続して調査を行っています。

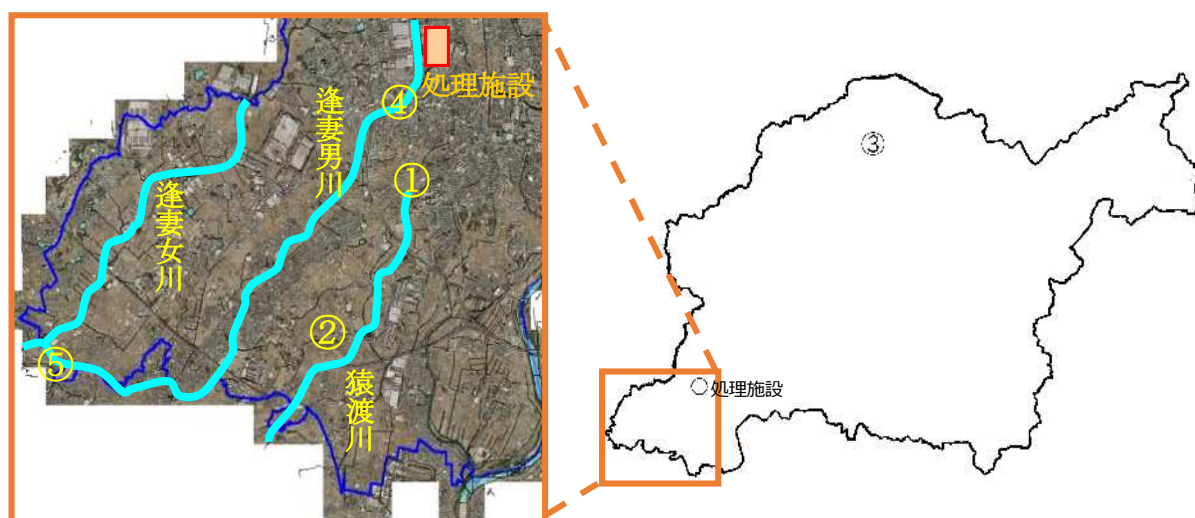
【調査概要】

ア 調査方法

表3-29 調査媒体と調査測定方法

調査媒体	調査測定方法
大気	・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月 環境省） ・モニタリング調査マニュアル（環境省 環境保健部 環境保全課（平成16年度「化学物質と環境」））
水質	・日本産業規格 K0312（工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法） ・外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月 環境庁）
底質	・ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月 環境省） ・外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月 環境庁）
土壌	・ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月 環境省）

イ 調査地点及び測定回数



調査媒体	地点名	地点番号	測定回数
大気	山之手小学校	①	2回／年
	南部局（竹元町）	②	
	小原支所	③	
河川水質	逢妻男川（PCB 廃棄物処理施設直近）	④	2回／年
	逢妻男川（雲目橋）	⑤	
河川底質	逢妻男川（PCB 廃棄物処理施設直近）	④	1回／年
	逢妻男川（雲目橋）	⑤	
土壌	山之手小学校	①	1回／年

図3-8 調査地点図

【調査結果】

- ・ 令和6年度の調査では、すべての地点でP C Bが検出されているものの、平成14年度から実施している環境省全国調査の濃度範囲内でした。

表 3-30 地点別・調査時期別 P C B 調査結果

媒体	調査地点	項 目	H14～H17 夏季 (操業開始前)	H17 冬季～R6 夏季 (操業開始後)	R6 夏季	R6 冬季	H14～R3 環境省
大 気	①山之手小学校	総 PCB(pg/m ³)	94～300	21～810	290	62	16～3,300
		Co-PCBs(pg-TEQ/m ³)	0.0033～0.0051	0.000066～0.0055	0.0027	0.0008	／
	②南部局	総 PCB(pg/m ³)	110～570	21～790	260	52	16～3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	0.0034～0.0090	0.000074～0.0070	0.0031	0.0014	／
	③小原支所	総 PCB(pg/m ³)	／	13～550	250	52	16～3,300
		Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	／	0.000063～0.0057	0.00098	0.00054	／
河 川 水 質	④逢妻男川 (処理施設 直近)	総 PCB(pg/L)	1,300～1,500	120～2,000	1400	500	nd～11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/ℓ)	0.035～0.20	0.0014～0.10	0.091	0.015	／
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	総 PCB(pg/L)	320～2,200	78～8,600	300	400	nd～11,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/ℓ)	0.033～0.19	0.00085～0.096	0.0022	0.0095	／
河 川 底 質	④逢妻男川 (処理施設 直近)	総 PCB(pg/g)	17,000	420～7,200	／	3000	nd～5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	1.0	0.0064～0.20	／	0.079	／
	⑤逢妻男川 (雲目橋)	総 PCB(pg/g)	400	120～2,600	／	220	nd～5,600,000
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.022	0.0054～0.089	／	0.014	／
土 壌	①山之手小学校	総 PCB(pg/g)	220～360	19～1,200	19	／	／
		Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.070～0.12	0.000057～0.18	0.00009	／	／

※ 調査日 R6 夏季 大気(R6. 8. 19～R6. 8. 20)、水質(R6. 8. 2)、土壌(R6. 7. 29)
R6 冬季 大気(R6. 12. 26～R6. 12. 27)、水質・底質(R6. 12. 5)